

議案第93号

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例及び入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年11月30日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等における記録等について、書面等に代えて電磁的記録により行うことができるようにしたいので、この案を提出するものである。

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例及び入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

(入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第40条第2項を削る。

第55条を第56条とし、第4章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、
この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ
の他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の
有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについ
ては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ
の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計
算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行う
ことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、
当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に
代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該
書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組
織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使
用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条
において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲
げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。

この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得につい

て準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(人間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 人間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。